重大事故調査事例②

水上オートバイが河口堰の立入禁止水域に入り水流を受け転覆、船長、同乗者が落水

教訓③ 「河口堰、立入禁止区域に入るな、危ない、流れも速し」 教訓④ 「水上オートバイ、体に合った救命胴衣、命を守る効果あり」

概要: A船は、船長Aが1人で乗り組み、同乗者Aを同乗させ、東庄町利根川河口堰上流側の千葉県側調節ゲート付近を航行中、平成22年5月5日(水、祝日)13時10分ごろ転覆して同乗者Aが死亡し、船長Aが負傷した。

A 船(水上オートバイ)

総トン数:0.2トン

 $Lr \times B \times D$: 2.89m×1.10m×0.46m

乗 船 者:船長A、同乗者A

(死亡者:同乗者A)



【A 船以外の同航船 】

B 船 乗船者:船長B

C 船 乗船者:船長C、同乗者C(死亡者:船長C)

D船 乗船者:船長D(死亡者:船長D)

事故発生に至る経過

A 船は、船長 A 及び同乗者 A が乗船し、船長 A の友人の水上オートバイ 3 隻と共に利根川 河口堰に向けて佐原河川敷緑地を出発した

船長 A は、利根川河口堰の茨城県側に設置された閘門(※1)(本件閘門)が修理中で通航禁止であることを確かめたのち、本件閘門付近から利根川河口堰の千葉県側調節ゲート(本件ゲート)に向けて航行し、立入禁止ロープの下を通り抜けて本件ゲートの立入禁止水域に入った

13 時 10 分ごろ

A 船は、本件ゲート中央付近の上流側 2~3 m で出発地に引き返すため、時速約 20km でハンドルを左側一杯に回したところ、本件ゲートに流れ込む水流を左舷側から受ける態勢となった際、同乗者 A がバランスを崩して右舷側に傾いたことから、右舷側に転覆した

船長A及び同乗者Aは、A船が転覆した際に落水し、本件ゲートを越えてA船と共に下流側に押し流された

船長Aは、本件ゲート付近の下流側でA船に乗り込んで同乗者Aを救助しようと試みたが救助できず、A船が再び転覆して落水した

船長Cは、船長A及び同乗者Aを救助するため、同乗者CをC船からD船に移乗させ、C船で本件ゲートを越えて下流側に航行し、船長Aを救助して救援の水上オートバイに移乗させたのち、救命胴衣が脱げて流されていた同乗者Aを救助するために川に飛び込んだが救助できず、同乗者Aは水没した

船長Aは、意識障害等を発症し、同乗者Aは、 後日、利根川河口堰付近において遺体で発見 されて溺死と検案された

船長 C は、下流に流され、また、船長 D は、 泳いで船長 A 等を救助しようと思って川に飛 び込んだが、本件ゲート付近の上流側で水没 し、両人は、捜索していた消防等により本件 ゲート付近で発見されて病院に搬送された が死亡が確認された

※1:「閘門(こうもん)」とは、河口堰等の上流及び下流の水位差に関係なく船舶が通航できるようにした水門をいう

事故要因の解析

船長 A は、利根川中央側の門柱(本件門柱)の上部から河岸にロープが張られていたのを認めたが、立入禁止ロープとは思わずに同ロープの下を通り抜けて水流の速くなっていた本件ゲートの立入禁止水域に入ったものと考えられる

船長 A は、立入禁止水域が設けられていることを知らなかった ものと考えられる

A 船は、左旋回中の遠心力で右舷側に傾斜していたところ、左 舷側に流速約 3m/s の川の流れを受ける態勢となった際、同乗 者 A がバランスを崩して右舷側に傾いたことから、右舷側に転 覆し、船長 A 及び同乗者 A が落水して本件ゲートを越えて A 船 と共に下流側に流されたものと考えられる

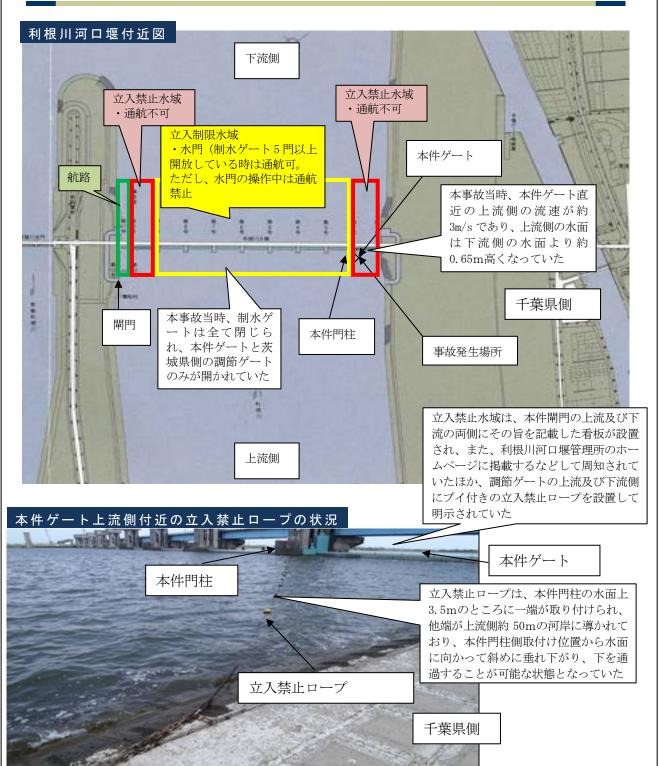
船長Aは、本件ゲートの下流側でA船に乗って同乗者Aを救助 しようとしたものの救助できず、再び転覆して落水したものと 考えられる

同乗者 A は、体格よりも大きいサイズの救命胴衣を着用していたことから、落水して下流側に流されている間に救命胴衣が脱げた可能性があると考えられる

同乗者Aは、体に合ったサイズの救命胴衣を着用していれば、 救命胴衣が脱げずに水没を防ぐことができた可能性があると 考えられる



利根川河口堰の状況



本事故から得られた教訓

同種事故の再発を防止するため、河口堰付近を航行するにあたって水上オートバイ操縦者のみなさんに 注意していただきたいこと

- 1 河口堰付近では、水流が速くなるなどの理由で船舶航行の危険性がある場所に立入禁止水域が設けられているなど、航行上注意すべき事項があります。(教訓③)
- 2 河口堰の管理者や地元マリーナ等に河口堰の状況を確認して注意事項を把握し、立入禁止水域には絶対に入らないようにしましょう。(教訓③)
- 3 体格よりも大きいサイズの救命胴衣を着用していると、落水した際に脱げてしまうことがあるので、体に合ったサイズのものを着用しましょう。(教訓④)

本事例の調査報告書は当委員会ホームページで公表しております。(2011年11月25日公表)

http://www.mlit.go.jp/jtsb/ship/report/MA2011-11-2_2011tk0030.pdf